

▼INDEX▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」～ネット接続の複合機など、データ丸見え 大学など 26 校 外～
■【連載企画】
・健さんが頼みの綱 ～Ken is my last ~~h~~rope ～
■【Audit Cafe】
・「特別寄稿②」

表題写真：広瀬川河畔のセイタカアワダチソウ

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」ネット接続の複合機など、データ丸見え 大学など 26 校 外

・ネット接続の複合機など、データ丸見え 大学など 26 校【朝日 1/5】
・北大に不正アクセスか 11 万人情報流出の可能性【日経 1/13】
・スマホ使用などの不正７件…センター試験終了【読売 1/18】
・学術論文、ネットで原則公開へ 公的資金使った研究対象【朝日 1/24】
・東芝、監査法人にＰｗＣあらた起用を発表【日経 1/27】
・横領：三セク･元社員を容疑で逮捕 酒田署 ／山形【毎日 1/28】

連 載 企 画



「自分、不器用ですから」と、いつも控えめな健さん。でも、本当はみんなから頼りにされる人気者。そんな健さんが、あなたの悩み･疑問に答える新コーナー！「健さんが頼みの綱」。満を持しての第2回は「支出契約決議」についてお答えします。

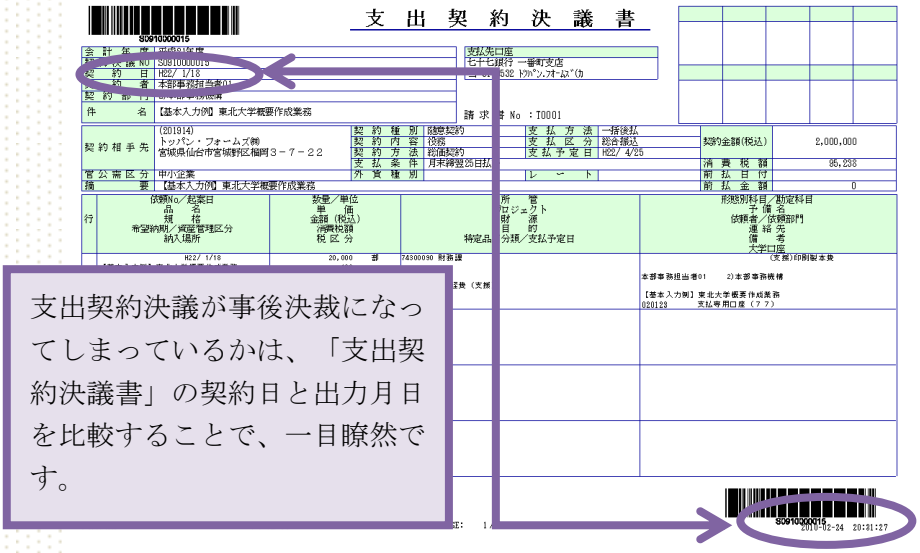
こんにちは、健です。遅くなりましたが、本年もどうぞよろしくお願いいたします。
久々の２回目ということで…不器用ですが、真心を込めてお答えしたいと思います。

先日、とある港町でこんな事を聞かれました。

「健さん、あたいね、この間の監査で『支出契約決議』が契約・発注後に行われています。なんて言われたもんだから、つい頭にきて「だからなんなのさ！』って言い返してやったんだけど…やっぱり…ダメなのかい？」

なるほど・・・。

購買業務マニュアルによると、支出契約決議とは、入札や見積合わせの結果に基づいて、契約締結の意思決定を行う行為をいいます。
契約締結の意思決定が行われていなければ、勝手に契約・発注することはできません。
しかしながら、“支出契約決議が契約・発注の事後に行われている”というケースや、“支出契約決議の決裁が行われていなかった”というケースが、今でも見受けられています。



実は、支出契約決議については、これまでにも過去のおうでぃっとめーるの記事や、平成２６年度に当室で実施した内部監査事例報告会で取り上げてきました。
それでも依然として不適切な取扱いが散見されるのは、支出契約決議に関して誤った認識を持ったまま手続きを行っていることが原因の一つではないかと思われます。
以下では、支出契約決議の手続きにおいて気をつけるべきポイントを、質疑応答形式でご紹介しますので、誤った認識をしていないかどうか、今一度確認してみてください。

Ｑ１．見積合わせを実施しました。
契約業者と金額が決定したので、見積合わせをもって契約・発注しても問題ないですよね？

その認識、間違っています！

見積合わせは、契約相手方及び契約金額を決定する行為であって、当該相手方と契約を締結してよいかどうかの最終的な判断を行うものではありません。あくまで見積合わせの結果に基づいて、支出契約決議書による経理責任者等の決裁を経なければ、契約・発注することはできないのです。

Q2. 見積合わせ実施日と支出契約決議日は、同日でなければなりませんよね？
でも、見積合わせ後に支出契約決議を入力して、その日のうちに支出契約決議の決裁まで終わらせるのは、時間的に難しいです。

その認識、間違っています！

前述のとおり、見積合わせと支出契約決議が意味する行為は異なるため、一体として考える必要はありません。見積合わせ実施日に支出契約決議の決裁を行うのであれば同日で、そうでなければ支出契約決議書の決裁を行う実際の日付で契約日を入力することになります。

Q3. 契約伺を行いました。支出契約決議は省略してもいいですよね？

その認識、間違っています！

契約伺とは、入札公告（案）、随意契約理由書等及び予定価格調書に基づき、契約の方法及び予定価格についての意思決定を行うものです。一方、支出契約決議は、契約伺に基づいて実施された入札又は見積合わせの結果に基づき、契約締結の意思決定を行うものであるため、契約伺とはその意味合いが異なります。よって、契約伺を行った場合も、支出契約決議は必須の行為であり、省略することができません。

なお、予定価格が３００万円を超える契約案件についての支出契約決議は、部局ではなく本部で行います。これは、当該案件については、部局には「契約締結の意思決定」を行う権限がないためです。当該案件の「契約締結の意思決定」を行うことができるのは、その権限を持つ本部であるため、支出契約決議は本部で行い、部局においては、予算差引のために財務会計システムに支出契約決議データの入力を行うのみになります。

Q4. 相手先マスタの登録が間に合わず、「支出契約決議書」を財務会計システムから出力できませんでした。
そのため、まずは発注・契約をして、相手先マスタが登録され次第、支出契約決議の決裁を行いました。
こういう場合は、仕方がないですよね？

その認識、間違っています！

相手先マスタの登録が間に合わない場合などは、「購入依頼書兼支出契約決議書」による決裁を行いましょう。前述のとおり支出契約決議は、契約締結の意思決定であるため、事

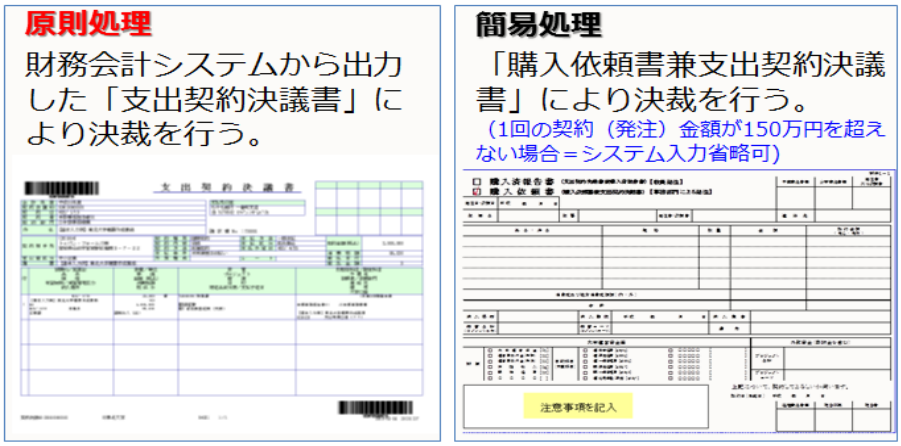
後決裁は支出契約決議の本来の意味を果たしていません。発注・契約前に決裁を受けることが肝要です。

なお、相手先マスタの登録が間に合わずに「購入依頼書兼支出契約決議書」による決裁を行った場合であっても、適正な予算管理の観点から、可能な限り速やかに財務会計システムへの入力を行う必要があります。

Q5．１回の契約・発注金額が 150 万円を超えないものについては、簡易処理が認められているので、支出契約決議は省略してもいいですよね？

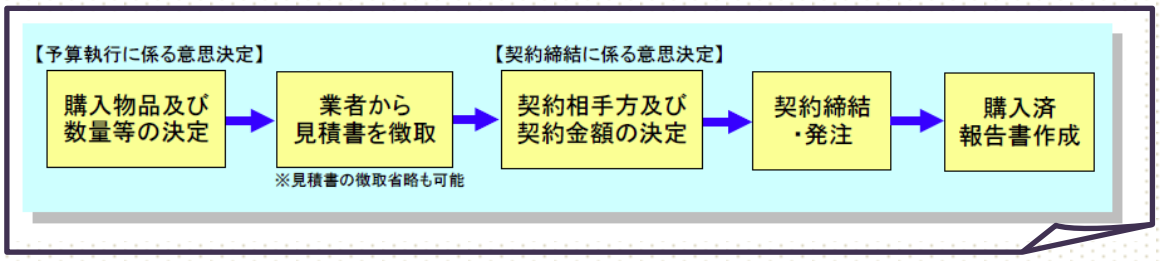
その認識、間違っています！

購買業務マニュアルに記載のとおり、簡易処理とは、あくまで「財務会計システムへの支出契約決議の入力」を省略するものであり、支出契約決議そのものを省略するものではありません。よって、「購入依頼書兼支出契約決議書」において、支出契約決議の決裁を受けなければなりません。



なお、１件の契約金額が 150 万円を超えないもの（教員等が契約できるものに限る）については、教員等が発注を行うことができます。この場合、事務においては支出契約決議の決裁を行わないため、契約締結の意思決定が省略されているようにも見えます。しかしながら、そもそも教員等の発注が認められるのは、各部局で定める「決裁権限内規」により、予算責任者及び経理責任者が教員等に対して、予算執行に係る意思決定の権限、契約締結に係る意思決定の権限をそれぞれ委任している場合です。したがって、教員発注の場合でも、権限を委任された教員によって、契約締結の意思決定が確かに行われているのです。

教員発注のフロー図（購買業務マニュアルより引用）



部局の決裁権限内規の例

権限事項	内　容	○○研究科・○○学部					
		部局長（予算責任者）	事務長（経理責任者）	経理係長（出納責任者）	用度係長	教員等	担当係
支出契約業務（工事の請負契約に係るものを除く。）	契約伺						
	300万円を超えないもの（作成する場合のみ）	◎	●				○（用度係）
	支出契約決議						
①	150万円を超え、300万円を超えないもの		◎				○（用度係）
②	150万円を超えないもの（教員等が契約できるものを除く。）		◎		●		○（用度係）
③	150万円を超えないもの（教員等が契約できるものに限る。）		◎			●	

◎　決裁者（会計諸規程等上の決裁者）
●　承認者（決裁者から決裁の権限を委任されたもの）
○　起案者
◆　実施者

①決裁権限を委任していないため、**決裁者である経理責任者（事務長）が承認**する。
②経理責任者（事務長）から**権限を委任された用度係長が承認**する。
③経理責任者（事務長）から**権限を委任された教員等が承認**する。（教員発注。委任できる限度額は、150万円を超えない範囲で各部局の実情に応じて定めることが可能）

「健さんが頼みの綱」の第２回は「支出契約決議」について説明させていただきました。
不器用な私ですが、少しでもご理解いただけたら幸いです。

このコーナーでは、健さんが皆様からの疑問・質問をお待ちしています。
日頃の業務の中でのチョットした疑問や、上司や先輩には今更聞けないけれど、
実は分かっていないことなど、優しい 健さんが、真心を込めてお答えしますよ！
ご質問は、メール、ファックス、お手紙で！（匿名でも大丈夫です）

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
元監査スタッフによる特別寄稿第二弾です。今回はN（元）幹事様からいただきました。
気になるお題は「無謀な試み３」だそうです。では、どうぞ！

おうでぃっとめーる愛読者の皆様！ご無沙汰しております。
N（元）幹事です。前号同様に、H・直樹係長から「無謀な試み３」の執筆依頼があり、寄稿します。

私がまだ監査室に在籍していた頃の話です。
監査室では、正午のチャイムを聞くと消灯し、テレビを点けて NHK ニュースを流します。
お弁当をチンしたり、御茶を入れたりしながら、雑談に花を咲かせたり適宜休憩するのですが、ある日、一つの報道が話題になりました。

「M県K町男性、登山中に遭難。●時間後に無事救助。」



その報道を見て、紅葉が終わっても登山を続けている私に対し、
A係長は「ほらね！登山はもうオフシーズンだってことだよ。
冬は登山はやめなきゃね。」と言われたのですが…

私は何を思ったか「決めた！！来週はこの山や！！」と決意を表明し、H係長から「山の選定基準がおかしいよ～。」と言われて、監査室の皆さんも笑っていました。この時点では、私以外の誰もが本当に雪山に行くとは思っていませんでした。

しかし、台風迫る山も晩秋の山の数々も攻め落としてきた私にとって、次なる標的が雪山となるのは当然のことでした。
A 係長からは、「雪山はホントに危ないからね！」と最後に念をおされたものの、私は微笑みを返すだけでした。胸中に秘めた熱い思いの火を消すことは出来なかったのです。

雪山、それは男のロマン。
その週末には、せっせと雪山用の登山道具を準備する自分がいました。

登山全般に言えることですが、特に雪山は準備が命です。「あ、やべー」が通用しません。私は「常に死と隣合わせちゅうことやな」と呟き、一人、蔵王連峰の端に位置する青麻山へ向かいました。



当日の登山記録によれば、「12/6，天気：雪，蔵王町（麓）-3℃、登山口-5℃」と記載があり、身も凍える寒さです。車を降りたところ、すでに踝まで雪がある状況でした。
雪山は、先人がいない限り、踏み跡（登山道の目印となる人が踏んだ跡）がありません。そのため、雪の僅かな起伏を見誤らないよう注意深く進む必要があります。この青麻山は、登山道が狭くエッジ状になっており、針葉樹林が両脇に立ち並ぶため大きく道を踏み外す恐れはありませんが、夏山とは異なり、歩行にかなりの集中力を要します。

しかし、それを乗り切れば、雪山ほど素晴らしい場所はありません。なんといっても、とにかく美しく、そして静かです。雪にも音を吸収する作用があると聞きますが、周囲には人もいないので、時折吹く風の音以外には、完全に無音です。

ところが、気分よく軽快に登山道を進んでいたところ、突如、**想定外の事態**が起きました。
急に登山道に、足跡のようなものが現れたのです。



「なんで、急に足跡が出てきたんや？人でなさそうやし。」（？_？）

当時、私はあまり**冬山の知識がなく**、動物はみな冬眠するものと思っていたので、あまり状況が飲み込めていない状態でした。



特に恐怖はなく、そのまま先に進んだところ、また別の足跡が出てきました。今度は、子供の手のひらのようなサイズです。
ここにきて、私ははじめて気づきました。

これは・・・クマやーッ！！！！



しかも先に進むにつれて、その足跡は増え、
足跡のサイズも大きいものから小さなものまで。
つまり**親子連れ**です。A(^_^;)ｱｾｱｾ

しかし、山頂まで残り 300ｍということもあり、「折角、雪山のため多くの準備をし、苦労してここまで来たんやから」という思いが勝って、引き返そうという考えにはならず、先に進みました。途中、獣の匂いが立ち込める一角（たぶん直前までそこに獣が居た）を越えた後は、獣たちは登山道から外れていました。

安心して山頂に到着し、コーヒーで一服。至高の瞬間でした。
私は、夕暮れ迫る雪山を足早に下山し、無事（※）に帰宅することができました。



※本当はここでもう一イベントあったのですが、本誌に馴染まないと思われましたので控えます。
どこかでお会いすることがあれば聞いてください。

このエピソードは、後から振り返るとまさに「無謀な試み」のとんでもない話なのですが、当時の本人は特に何とも思っていませんでした。

さて、**想定外の事態**が起きると、それまでのルールや方法、ツールが通用しなくなったり、判断がつかなくなることがあります。また、「折角だから・・・」とか「あと少しだから・・・」と諦めがつかなかったり、「ここさえ乗り越えれば。」と考えてしまい、本来の目的から外れた考えに引っ張られるなど、結果的に判断ミス等のリスクを招いてしまうこともあるのではないかと思います。



私は現在、防災業務を担当していますが、災害という**想定外の事態**に備えるため、平成 27 年度末に「防災・業務継続計画」を策定するべく、日々の業務に従事しております。

この「防災・業務継続計画」には、既存の災害対策マニュアルを包含し、初動対応だけでなく中長期の対応を盛り込み、混乱時に統一的な判断が可能となるよう基本方針を定めるほか、想定外の事態が発生した際にも、重要な業務を中断させない、または中断させたとしても可能な限り短い期間で復旧できるよう、あらかじめ方針、体制、手順等を示すこととしています。

同計画の策定にあたっては、本部・部局を問わず、非常に多くの方と電話でメールで打ち合わせでお話をするのですが、監査室時代に多くの部局の会計の方や総務の方と交流ができたことは、現在の業務でも大切な宝物になっています。
これからも東北大学のために日々の業務に邁進していきたいと思います。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

N（元）幹事

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
０２２－２１７－４８７４（監査室長：佐藤）
０２２－２１７－５６８０，４８８０（平野、荒澤、綱川、杉山）
【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します